検査･画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料について

平成28年度診療報酬改定

情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進①

診療情報提供書等の文書の電子的な送受に関する記載の明確化

- 診療情報提供書等の診療等に要する文書（これまで記名・押印を要していたもの）を、**電子的に送受できることを明確化**し、安全性の確保等に関する要件を明記。

画像情報･検査結果等の電子的な送受に関する評価

- 保険医療機関間で、診療情報提供書を提供する際に、併せて、画像情報や検査結果等を電子的に提供し活用することについて評価。

（新）　検査･画像情報提供加算

（診療情報提供料の加算として評価）

イ　退院患者の場合　　200点

ロ　その他の患者の場合　30点

診療情報提供書と併せて、画像情報・検査結果等を電子的方法により提供した場合に算定。

（新）　電子的診療情報評価料　30点

診療情報提供書と併せて、電子的に画像情報や検査結果等の提供を受け、診療に活用した場合に算定。

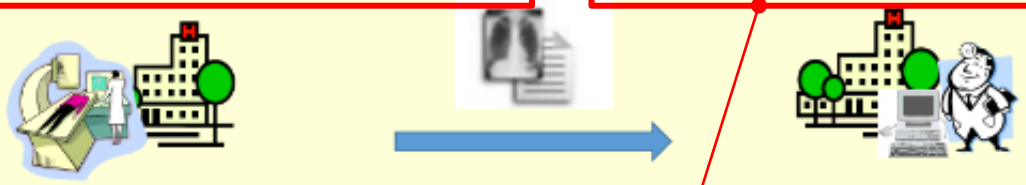

［施設基準］

① 他の保険医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワークを構築していること。

② 別の保険医療機関と標準的な方法により安全に情報の共有を行う体制が具備されていること。

69

厚生労働省　平成28年度診療報酬改定の概要（2016年3月4日版）

検査･画像情報提供加算

診療情報提供書を書面で提供し、本システムを通じて検査結果、画像情報、退院時要約等を提供した場合、退院患者では２００点、その他の患者では３０点を加算できる。

電子的診療情報評価料

診療情報提供書を書面で受けた患者に係る検査結果、画像情報、退院時要約等のうち主要なものについて、本システムを通じて閲覧し、その要点を診療録に記載した場合、１回の診療情報提供に対し１回に限り３０点加算できる。

検査･画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料について

紹介状＋検査結果＋画像が算定要件です。

K-MIX R
かがわ医療情報ネットワーク

平成28年度診療報酬改定

情報通信技術（ICT）を活用した医療連携や医療に関するデータの収集・利活用の推進②

検査･画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の算定要件

検査･画像情報提供加算

診療情報提供書を提供する際に、診療記録のうち主要なものについて、他の保険医療機関に対し。電子的方法により閲覧可能な形式で提供した場合又は電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に算定する。

	情報提供方法		提供する情報
	診療情報提供書	検査結果及び画像情報等	
1	電子的に送信 又は書面で提供	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ電子的に常時閲覧可能なよう提供	・検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。退院患者については、平成30年4月以降は退院時要約を含むものに限る。） （注）多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。
2	電子的に送信	電子的に送信 （診療情報提供書に添付）	

電子的診療情報評価料

診療情報提供書の提供を受けた患者に係る診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用した場合に算定する。

	情報受領方法		受領する情報
	診療情報提供書	検査結果及び画像情報等	
1	電子的に受信 又は書面で受領	医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧	・検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。）。 ・受領した検査結果及び画像情報等を評価し、診療に活用した上で、その要点を診療録に記載する。
2	電子的に受信	電子的に受信 （診療情報提供書に添付）	

＜施設基準等＞
- 診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子署名を施すこと。
- 患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能な**ネットワーク**を構築すること。
- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を遵守し、**安全な通信環境**を確保すること。
- 保険医療機関において、**個人単位の情報の閲覧権限の管理**など、個人情報の保護を確実に実施すること。
- 厚生労働省標準規格に基づく標準化された**ストレージ機能**を有する情報蓄積環境を確保すること。
- 情報の電子的な送受に関する**記録を残している**こと。（ネットワーク運営事務局が管理している場合は、随時取り寄せることができること。）
  - 情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録。
  - 情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを1年間記録。

70

厚生労働省　平成28年度診療報酬改定の概要（2016年3月4日版）

書面での提供が可能

退院時加算は、退院時要約が必要

施設基準を満たします。
（HPKI電子署名は紙での算定とするため除外）

K-MIX R
かがわ医療情報ネットワーク

ICT加算　施設基準対応状況

書面の診療情報提供書＋検査結果＋画像情報が算定条件となっています。

No.	施設基準	小規模医療機関情報システム	備考
1	診療情報提供書を電子的に提供する場合は、HPKIによる電子証明を施すこと	－	書面での算定とするため除外
2	患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築すること	○	ガイドラインに準拠したSSL/TLS1.2＋クライアント証明書による通信を採用し、ネットワークを構築
3	厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）を順守し、安全な通信環境を確保すること	○	ガイドラインに準拠したSSL/TLS1.2＋クライアント証明書による通信を採用し、安全な通信環境を確保
4	保健医療機関において、個人単位の情報の閲覧権限の管理など、個人情報の保護を確実に実施すること	○	利用者IDは個人単位に付与し、患者データは個人単位で格納していて、同意患者のみを閲覧する仕組み
5	厚生労働省標準規約に基づく標準化されたストレージ機能を有する情報蓄積環境を確保すること	○	情報提供された情報は、本システム上にSS-MIX2形式で保存する仕組み
6	情報の電子的な送受信に関する記録を残していること（ネットワーク運営事務局が管理している場合は、随時取り寄せることができること） ➢ 情報提供側：提供した情報の範囲及び日時を記録 ➢ 情報受領側：閲覧情報及び閲覧者名を含むアクセスログを１年間記録	○	アクセスログは、かがわ医療情報ネットワーク協議会事務局に問い合わせし、取得可能

※ 検査･画像情報提供加算の退院時加算には退院時要約が必要となります。
※ 画像診断所見のみでの算定不可となります。
※ 判定基準の詳細については、四国厚生支局にご確認ください。

検査･画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料について

ICT加算の届け出

- ICT加算関連の算定を受けるためには、施設基準の届出が必要になります。
- 保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生局へ届出が必要となりますのでご注意願います。

（記入例）

様式 14 の２

検査･画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査･画像情報提供加算　電子的診療情報評価料 （該当するものを○で囲むこと）	
2	診療情報提供書の送付・受信	イ）電子的な方法による送受を実施する ロ）電子的な方法による送受を実施しない	
3	ＨＰＫＩを有する医師数及び歯科医師数（人）	人	※２がロ）の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ）電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ）検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ）他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 （実施するもの全てを○で囲むこと）	
5	ネットワーク名	かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）	
6	ネットワークに所属する医療機関名	以下に５つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が５つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ） ロ） ハ） ニ） ホ） 参加施設の中で情報提供している患者数が多い施設名をご記入ください	
7	ネットワークを運営する事務局	事務局名　：かがわ医療情報ネットワーク協議会　事務局 事務局所在地：〒760-0011 香川県高松市浜ノ町７３番４号　香川県医師会会館	
8	安全な通信環境の確保状況	チャネル・セキュリティ　：　インターネット、クライアント証明書 オブジェクト・セキュリティ：　SSL/TLS1.2	
9	個人単位の情報の閲覧権限の管理体制	有・無 （該当するものを○で囲むこと）	
10	ストレージ	有・無 （該当するものを○で囲むこと）	
		（「有」の場合）厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能	有・無 （該当するものを○で囲むこと）

※HPKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）

※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

［記載上の注意］

表の８は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成 25 年 10 月）の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。

例　チャネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE　等
　　オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS　等